

2024年2月15日

お客さま各位

大阪商工信用金庫

「ことら送金」取扱開始に伴う「当座勘定規定」の改定のお知らせ

平素より大阪商工信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では「ことら送金」の取扱開始に伴い、下記のとおり「当座勘定規定」を改定します。

なお、改定日前よりお取引いただいているお客さまにも改定後の新规定は適用されますので、予めご了承ください。

記

1.改定日

2024年2月21日

2.改定内容

改定後	改定前
<p><b>第9条（支払の範囲）</b></p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u></p> <p><u>(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</u></p>	<p><b>第9条（支払の範囲）</b></p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (同左)</p>

以上